

奈良市のごみ事典広告掲載業務仕様書

1 業務内容

- ① 市は、奈良市のごみ事典広告面を入札により広告取扱業者と契約し、広告取扱業者は市へ広告料を納入する。
- ② 広告取扱業者は、新たに更新する「奈良市のごみ事典」に掲載する広告主の募集、交渉、調整、選定及び広告作成等の業務を行う。
- ③ 広告主は広告取扱業者を通して広告を掲載し、広告主が広告取扱業者に支払う広告掲載料については、広告取扱業者と広告主の間で協議して決定する。
- ④ 市は広告の内容を審査し、適当と認めるものについて掲載を許可するものとする。
- ⑤ 広告取扱業者は市への広告データ提出後、奈良市のごみ事典について、市が提示する広告割付紙面（色校正）により内容及び掲載位置等を再度確認する。

2 契約期間

期間：契約締結日から発行日まで

3 契約準備期間及び履行期間

入札において落札した事業者は、契約締結前から掲載広告募集等の業務を開始することが可能です。ただし、令和4年度中の発行を予定しておりますが、発行日について年度を跨いで、令和5年度中の発行となりうる可能性がありますので、事業者は以上のことを了承したうえで入札に参加してください。

4 契約料金の納入

奈良市のごみ事典の紙面発行後、すみやかに納入すること。

5 広告取扱業者の責務

- ① 広告取扱業者は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ（以下「広告の内容等」という。）に関する一切の責任を負うものとする。
- ② 広告取扱業者は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- ③ 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされたときは、広告取扱業者の責任及び負担において解決することとする。

6 広告を掲載することのできない業種及び事業者

- ① 広告を掲載することができない業種及び事業者は、奈良市広告掲載基準（以下「基準」という。）第2条の規定によるものとする。
- ② 市税及び地方税の滞納がある事業者の広告は、掲載しない。なお、広告主に滞納がないことについては広告取扱業者が責任を持って掲載申請前に予め確認しておくものとする。

7 広告内容等の変更

- ① 市長は、広告の内容等が契約書及び仕様書の規定に抵触していると判断したときは、広告取扱業者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。
- ② 広告取扱業者は、市長の求めに応じて、自己の責任及び負担で広告の内容等の変更を行うものとする。

8 広告掲載の取り消し

(1) 広告掲載の取り消し

市長は、次のいずれかに該当するときは、広告取扱業者への催告その他何らの手続きを要することなく広告掲載の決定を取り消し、又は以下に掲げる事由が解消されるまでの期間広告掲載を停止することができる。

- ・ 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- ・ 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- ・ 広告の内容等の変更を広告取扱業者が行わないとき。
- ・ 広告主、広告の内容等がこの仕様書に抵触する場合において、広告内容等の変更の規定による広告の内容等の変更によっても解消できないとき。
- ・ 市の業務上やむを得ない事由が生じたとき。

(2) 広告掲載の取り下げ

- ① 広告取扱業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。
- ② 広告取扱業者は、前項の規定により広告掲載を取り下げようとする場合は、書面により市長に申し出なければならない。

(3) 広告掲載料の返還

市長は、次のいずれかに該当するときは、広告料を返還しない。また、広告取扱業者及び広告主に対して一切の補償は行わない。

- ・ 広告取扱業者の責に帰すべき理由により広告掲載の決定を取り消したとき若しくは広告掲載を停止したとき。
- ・ (1) 広告掲載の取り消しの規定若しくは(2) 広告掲載の取り下げにより広告

- 掲載を取り下げたとき。
- ・その他、市長が認めるとき。

9 業務基準

契約書、仕様書に定めるもののほか、奈良市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）、基準及び広告に関する関係諸法規に基づいて行う。これらの定めがない事項等疑義が生じた場合は、市と協議の上、市の指示によりこれを行う。

10 その他

- ① 受託者は、委託業務を遂行する上で知り得た一切のことについて、第三者にもらしてはならない。
- ② 業務の実施にあたり、適応を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

11 媒体の広告掲載等

(1) 広告位置及びスペース

- ① 広告掲載のページは、奈良市のごみ事典の(ア)裏表紙とその裏面の2頁全面、(イ)最終頁から数えて3頁目、4頁目及び5頁目の下部4分の1（別紙掲載例参照）とする。
- ② 広告掲載期間は紙面発行から概ね5年とする。
- ③ 1ページの広告掲載スペース(ア)は1頁につき縦26.5cm、横17.5cm程度とし、1頁最大4枠まで分割できるものとする。(イ)は1頁につき縦5.9cm、横17.5cm程度とし、1頁最大2枠まで分割できるものとする。
- ④ 分割する場合は、枠と枠の間に幅2mmの間隔をあけるものとする。
- ⑤ 広告枠は罫線で囲むものとする。
- ⑥ 市公式ホームページに掲載の奈良市のごみ事典PDF版には当該広告は掲載しないものとする。

(2) 広告の選定

掲載しようとする広告については、市が指定する期日までに、奈良市のごみ事典広告掲載申込書（別紙第1号様式）（法令等に基づく許可等が必要な広告主は、許可書等の確認を行うこと）、掲載写真等、参考になるものを添えて市と協議のうえ提出し選定する。広告掲載の可否を決定したときは、その結果を奈良市のごみ事典広告掲載決定通知書（別紙第2号様式）又は奈良市のごみ事典広告不掲載決定通知書（別紙第3号様式）により通知する。

広告内容については、市が発行し市民に配付するという「奈良市のごみ事典」

の性質に鑑み、全広告面の二分の一以上を奈良市に事業所を有する業者の広告や奈良市内での消費拡大に寄与する広告とする。また、奈良市からの転出を誘う広告や無許可の遺品整理等の業種は避けること。

なお、市と協議の結果、広告の差し替えまたは修正が必要となった場合は、速やかに差し替えまたは修正したものを提出しなければならない。

(3) 広告原稿

版下原稿の作成については、あらかじめ市と協議の上、原則としてその発行月の前々月の上旬（5月号については、別途市が指定する日）までに、完全版下原稿を提出する。

なお、データ形式は Adobe Illustrator で作成した EPS ファイル又は ai ファイル及び PDF とする。

(4) 広告作成の留意点

① 基本事項

- ・要綱、基準及び広告に関する関係諸法規に適合したものでなければならない。
- ・必ず広告枠内側の四隅のいずれか1箇所に広告と表示すること。
- ・広告に対する責任の所在を明確にするため、広告に広告主の名称、所在地及び問い合わせ先の電話番号を掲載すること。
- ・広告内容で、申し込みが必要な場合の先着順は原則として掲載しない。また、申し込み等期日の定めがある場合は、原則として発行月から5年を考慮したものとする。

② 色使いについて

- ・行政広報紙に相応しくない奇抜な色使いは避けること。
- ・1色以上の塗りつぶし（白抜き文字が入っているものを含む）は、広告枠全体の概ね25%以内となるように努めること。

③ フォントサイズについて

- ・広告で使用できるフォントサイズは100ポイントを上限とする。
- ・個別商品の紹介に係る価格、掛金、金利などを表す数値等のフォントサイズは40ポイントを上限とする。

④ その他

- ・広報紙面全体の雰囲気や他の広告と比較して著しくバランスを欠く表現である場合は、是正を求めることがある。その場合は、速やかに修正した原稿を納品しなければならない。

⑤ 原稿の修正は指示に従って、過不足なく行うこと。発注者から指示された部分以外を修正する場合は、協議の上、決定するものとする。

⑥ 印刷に使用するインク及び紙は、環境に配慮したものを使用すること。

(5) 広告表示の規格

- ① 枠は天地 5 mm×左右 8 mm
- ② 枠の罫線の太さは 0. 1 mm
- ③ 枠の罫線の色は黒色
- ④ 広告の字体は「新ゴ L」
- ⑤ 広告のフォントサイズは 1 1 ポイント

(6) 奈良市のごみ事典の概要

- ① 前回改定時期 平成 29 年 3 月
- ② 判 型 A4 判、両面、縦型
- ③ 頁 数 34 ページ
- ④ カラー 全ページカラー刷り
- ⑤ 配布先等 市内全世帯、転入者、一部事業所、出張所、連絡所、本庁舎総合窓口

第1号様式

年 月 日

奈良市のごみ事典広告掲載申込書

奈良市長

住所
広告取扱業者
氏名

次のとおり奈良市のごみ事典へ広告を掲載したいので、下記のとおり申し込み
ます。申し込みにあたっては、契約書、仕様書、奈良市広告掲載要綱、奈良市
広告掲載基準を遵守します。

掲 載 件 数		件（詳細は別紙のとおり）	
申 込 み に 関 す る 担 当 者	部 署 名		
	フリガナ 氏 名		
	電話・ファクシミリ番号	TEL	FAX
	Eメールアドレス		

第2号様式

令和 年 月 日

様

奈良市長

(公 印 省 略)

奈良市のごみ事典広告掲載決定通知書

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきました奈良市のごみ事典広告掲載について、次のとおり掲載することと決定いたしました。

掲 載 件 数	件（詳細は別紙のとおり）
広 告 原 稿 入 稿 期 限	
担 当 者 （ 連 絡 先 ）	

第3号様式

令和 年 月 日

様

奈良市長

(公 印 省 略)

奈良市のごみ事典広告不掲載決定通知書

令和 年 月 日付けでお申し込みいただきました奈良市のごみ事典広告掲載について、下記の広告は掲載しないことと決定しましたので、お知らせします。

この通知書の内容その他不明な点がありましたら、担当までご連絡ください。

広 告 主	業 種	
	業 者 名 及 び 代 表 者 名	
	所 在 地	
広 告 の 内 容		
掲 載 で き な い 理 由		
備 考		